

# 業務指示書

## 食と栄養に係る基礎情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年12月28日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年1月6日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：食糧安全保障及び栄養に係る各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／援助協調1）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：食糧安全保障及び栄養に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アフリカ及びアジア並びに全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 援助協調2】

- 1) 類似業務の経験：食糧安全保障及び栄養に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アフリカ及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 農業／食糧安全保障 1】

- 1) 類似業務の経験：農業及び食糧安全保障に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 保健／栄養 1】

- 1) 類似業務の経験：保健及び栄養に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アフリカ及びアジア並びに全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年1月13日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限り、）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

### 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

( US\$1=112.305円, EUR1=119.249円, KES1=1.1244円, SDG1=17.4269

円, NGN1=0.3599円, ETB1=5.0834円, GHS1=27.338円, MWK1=0.157円, MGA1=0.034760円, MZN1=1.5004円, XOF1=0.1826円, LAK1=0.01402円, NPR1=1.0416円)

### 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期： ～  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室
- (3) 実施方法：
- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)
- ( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。
- a) 電話会議  
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。
  - b) Web会議システム (http://jica.webex.com)  
インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。  
注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。
  - c) テレビ会議システム  
ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当分野  
総括／援助協調 1  
援助協調 2  
農業／食糧安全保障 1  
保健／栄養 1
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数  
22.67 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

## (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年1月31日（火）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点\*
- ⑤ 価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。



## 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

## 6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

### (3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

### (4) 調達ガイドライン(コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

## 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先(共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名(氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### (3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

### (4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

## 8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理(調達管理を含む。)コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。  
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

食と栄養に係る基礎情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(24.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／援助協調 1	(24.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	3.00	1.00
②副業務主任者	( - )	( 7.00 )
カ) 類似業務の経験	-	2.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	( )	( 5.00 )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 援助協調 2	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 農業／食糧安全保障 1	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力： 保健／栄養 1	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

## 1. 業務の背景

2013年において、全世界で8億人以上の人々が恒常的な飢餓の状態にあり、1億6100万人の5歳未満の子どもが慢性的な栄養不良に伴う成長阻害にさらされている。かかる状況下、栄養関連の取り組みに関しては、これまで実に多くの資源が投入されてきたにもかかわらず、今日においても栄養改善は最も緊急性の高い開発課題となっている。

栄養不良とは、栄養素の不足または過剰または不均衡な栄養素の摂取および消化・吸収が阻害される状態を指す。これらは、ほとんどの場合、貧しい食生活がその直接の原因であるが、栄養成分に富む食品の容易な入手が困難であること、低い生活水準や保健サービスへの不十分なアクセス等が密接に関連している。このため、栄養不良に関連する諸々の複雑な問題に対処するためには、多面的なアプローチで臨むことが適切かつ有効と考えられている。しかしながら、これまでの開発協力の傾向として、農業分野では、食料の生産性向上・生産拡大と農業による所得向上に注力される一方、保健分野では、サプリメントや栄養強化食品等の配布の保健医療的なアプローチにより栄養不良問題の克服に取り組まれてきたており、別々に実施されてきた開発事業の相乗効果を計測することは困難である。

2007年～2008年の食料危機の後、それまでの農業開発と栄養改善の経験を踏まえ、これらの協調の必要性に関する認識が高まり、2009年には国際食料安全保障委員会の組織が再編され、また、2009年に開催されたラクイラサミットにおいては食料安全保障イニシアチブの宣言された。これに加えて同年、政府、市民社会、国連、援助機関、民間企業、研究機関等が参画し、世界の栄養改善に取り組む Scaling Up Nutrition (SUN)や、2012年のキャンペーンデービット・サミットで設立が宣言された「食料安全保障及び栄養のためのニュー・アライアンス」など、複数の国際枠組みが立ち上げられた。この時期以降、これらの国際枠組みに加え、国連機関やその他の国際機関、開発援助機関も各々の活動の中で食料安全保障および栄養改善に関する取り組みを強化した。

地域別に慢性的エネルギー摂取不足の人口をみると、圧倒的にアジア・太平洋諸国地域の人口が多く、次いでサブサハラ・アフリカ地域となっている。世界で最も一般的にみられる栄養不良の一つである鉄欠乏による貧血症は、アフリカ地域に並んで東南アジア地域の途上国で世界平均よりも発生率が高い。妊産婦の貧血は出産時の大量出血リスクを高め妊産婦死亡率を引き上げる要因となり、貧血状態にある母親から生まれた子どもは、同様に貧血であることが多く、身体の発育や知能の発達が損なわれるリスクを抱えている。また、アフリカは、栄養改善が極めて強く要請される地域であるにもかかわらず、栄養不良により成長阻害 (stunting) の状態にある子どもの数は高い水準にとどまっている。成長阻害の発生率については1990年から2010年にかけてアジアが49%から28%\*と大幅な改善を達成したのに対し、アフリカではほとんど改善が見られず、2010年時点でも40%\*程度と高水準に留まっている。(\*出典：世界栄養報告2015 IFPRI)

2014年のマラボ宣言において、繁栄の共有と生活の向上のための農業の成長と変革の加速、2025年までのアフリカの飢餓撲滅及び栄養改善が謳われていることに留意し、持続可能な開発目標（SDGs）の目標2に掲げられた飢餓の撲滅、栄養の改善等の達成に貢献すべく、JICAは、新たに、アフリカにおいて、飢餓と栄養不良を克服するための国際的な取組を加速するため試みとして、「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA）」を立ち上げることとし、2016年8月にケニア・ナイロビにおいて開催されたTICAD VIにおいてIFNA宣言が公表された。

## 2. 業務の目的

本業務は対象国における食糧安全保障および栄養関連の状況や取り組みを把握し、各国の状況を踏まえた食糧安全保障および栄養改善に係る支援方針案を提案することを目的として実施する。

なお、特にアフリカに関する業務においては、関連する他パートナーの食料安全保障および栄養に関する取り組みとの連携・協調を促進するための方策を明確にし、IFNAの枠組みの下での具体的な取り組みを検討する。

## 3. 調査対象地域

サブサハラ・アフリカのIFNA対象候補10カ国（ケニア、スーダン、ナイジェリア、エチオピア、ガーナ、マラウイ、マダガスカル、モザンビーク、ブルキナファソ、セネガル）

アジア3カ国（ラオス、東ティモール、ネパール）

\*アフリカの対象国での調査実施に先立ち、各国政府には調査の実施につきJICAより基本的な了解取り付けを行う予定。

## 4. 業務の範囲

本業務は、栄養改善に資する案件形成及び実施中の案件における栄養改善への貢献の強化について、「2. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

本業務はアフリカにおける調査とアジアにおける調査を合わせて1契約として実施するが、それぞれにおいて調査項目が異なる部分も存在するため、以下、5. ～6. の各項において共通項目、アフリカにおける項目、アジアにおける項目をそれぞれ明記している。

## 5. 実施方針及び留意事項

### 共通

(1) 栄養関連の先行する国際イニシアチブや各ドナー・NGO 等による取り組みが多く実施されている状況下、それら既存の取り組みとの重複を避けつつ有益な連携関係を構築することを念頭に、本調査を行う。

(2) 栄養改善に関する取り組みを検討する上では、先行する各種取り組みの成果・教訓等が存在するという利点を最大限活用し、現場レベルでの成果発現と、既存の成果・教訓を他の国の援助にも活用することを念頭に、本調査を実施する。

(3) 栄養改善に資する取り組みにおいて、単独の分野に偏らずマルチセクターでのプログラムおよびプロジェクト形成に繋がるよう留意する。

(4) 栄養の取り組みを展開する上では、過去に当該国で実施してきた農業、保健、教育、水・衛生、社会保障等のセクターでの協力実施経験を活用することが重要である。そのため、各国における協力重点分野・協力実績を踏まえた調査を実施するよう努める。

(5) 調査全般に亘り、ジェンダーに配慮した調査の実施・分析に努める。

(6) 本調査は、調査対象国からの要請に基づいて実施するものではないが、本調査で収集される情報は今後の当該国における案件形成の基礎的情報として活用予定である。調査の過程においては、調査対象国政府等から、本調査の実施が案件形成・採択・実施に繋がるものであるといった誤解を与えることが無いよう、留意して調査を実施する。

(7) 各国レベルでの具体的な協力内容を検討する際には、各国でそれぞれ成果をあげている取り組みの活用に加え、我が国の経験（戦後の栄養改善の取り組み、学校給食制度、食育推進等）の活用を考慮する。また、短期的な緊急対策支援に偏るのではなく、持続的な支援策を検討する。

### アフリカ

(1) IFNA が国際イニシアチブとして各国レベルの教訓・経験・知見を広く国間で共有することを通し、栄養改善の現場レベルの成果を広く展開することが期待される。この IFNA のビジネスモデル(IFNA の枠組みの下行われることが期待される典型的な取組事例)について具体的な提案を行う。

(2) IFNA の円滑な推進のため、有識者を含む国内支援体制を構築する予定である。調査経過においては国内支援委員会への説明・報告を行い、支援委員等からの意見を踏まえ、報告書案の修正などを行う。

(3) IFNA の具体的な取り組みを関係機関間で協議するため、IFNA パートナー会議、運営委員会等において調査のインセプションレポート及び同会合時点までの調査経過概要の報告を行う。なお、第1回 IFNA パートナー会議、運営委員会は、2017年3月中下旬に2日間に亘って開催すること想定している。開催地は現時点では未確定なるものの、ガーナ（アクラ）での開催を前提として調査行程を提案すること。

(4) 本調査で収集される情報は IFNA の国別戦略策定の基礎的情報として活用予定である。

## アジア

(1) 本調査の結果が、2016年9月発足の「栄養改善事業推進プラットフォーム」(<http://njppp.jp>) の方向性（食品関連事業者等が途上国でビジネスとして栄養改善に資する食品等の販売事業を実施できる環境を整備し、日本企業による栄養改善の取組を産学官の連携によって促進することにより、途上国における栄養改善に貢献する）に合致するよう留意して調査を実施する。

## 6. 業務の内容

### I. 国際的な取り組みに関する調査

栄養改善に関連する取り組みを、既存のイニシアチブ、関係機関による既存の取り組みと調和させるため、国際的な取り組みについての基礎的情報を収集する。

## 共通

### (1) 栄養関連の国際的な取り組みに関する調査

マルチ及びバイドナーによる栄養分野の支援の方針・実績を、年次報告書、ウェブ・サイトでの公開資料等を基に確認する。

### (2) SUN や REACH などの国際イニシアチブの取り組みに関する調査

SUN や Renewed Efforts Against Child Hunger and under-nutrition (REACH)、Nutrition for Growth (N4G) といった国際イニシアチブの概要・機構・ゴール等につき、ウェブ等で公開されている既存資料を基に確認する。



(3) 財団や NGO による栄養関連の取り組みに関する調査

ビル&メリンダ・ゲイツ財団 (BMGF) やヘレンケラー・インターナショナル、Children Investment Fund Foundation (CIFF) 等の財団・NGO 等による栄養関連の取り組みについて、ウェブ等で公開されている既存資料を基に確認する。

(4) 学術研究機関による栄養問題に関する調査分析の情報収集

International Food Policy Research Institute や School of Oriental and African Studies 等、主要な学術研究機関による栄養問題に関する先行した調査分析結果の調査・収集・分析（レビュー）を行う。

### アフリカ

(1) IFNA 事務局を NEPAD 内に設置予定であることを踏まえ、NEPAD による栄養関連事業や、同じく NEPAD 内に事務局を置く Grow Africa による栄養関連事業についてもその具体的な取り組み内容を確認する。

(2) 地域経済共同体 (RECs) の目標文書における食料安全保障・栄養に関する記載内容及び関連活動状況、各 RECs と各加盟国との食料安全保障・栄養に関連する役割分担等について確認する。

## II. 各国状況に関する調査

各国レベルでの具体的な栄養改善に関連する取り組みを検討するため、調査対象国においてそれぞれ、以下の項目の調査を行う。

### 共通

(1) 栄養関連政策・食料安全保障政策

各国レベルでの栄養改善に関連する取り組みの位置付けを明確化するため、対象国における栄養関連政策・食料安全保障政策の整備状況を調査し、該当文書を入手する。

なお、農業・保健といった栄養関連セクターの政策文書の中で栄養に関する取り組みの記載があることも想定されるため、関連セクターの政策文書における栄養に関する言及箇所の有無も確認し、セクター政策文書での栄養についての取り扱いについても情報を入手する。

(2) 開発計画（国レベル・自治体レベル）における栄養の位置付け

国家開発計画における栄養の位置付けを確認し、その具体性と計画の実施状況を確認する。特に計画の実施状況については、進捗度合いを確認するとともに進捗の促進／阻害要因を分析する。

同様に、対象国内の自治体レベルでの開発計画策定状況を確認し、自治体レベルの開発計画

における栄養の位置付けを確認する。自治体レベルでの取り組みの進捗状況も、国家レベルと同様に確認し、促進／阻害要因を分析する。

なお、栄養に関連する活動は、農業、保健、水、衛生、教育、経済、インフラ整備といった幅広いセクターの取り組みに含まれることが想定されるため、調査の実施に際しては、調査対象が特定セクターのみに偏ることの無いように留意すること。さらに、各取り組みが各国／各自治体において直接介入<sup>1</sup>（Nutrition Specific）、間接介入<sup>2</sup>（Nutrition Sensitive）のいずれに位置付けられているか、間接介入に位置付けている場合はその理由も合わせて確認すること。

本調査項目において得られる情報を基に、国レベル・自治体レベルでの栄養関連計画策定支援の必要性の有無を検討する。また、優良事例として他国や他地域で活用可能な栄養関連計画、具体的な取り組み事例を取りまとめる。

### （３）栄養関連施策・食料安全保障施策の実施体制

国レベルでのマルチセクターでの対応が必要となる栄養・食料安全保障分野の取り組みを実施するための省・組織横断的機能・機関の有無を確認する。このような取り組みを行う機関としては、栄養関連省のいずれかが取りまとめを行うべく指定されているパターンその他、関連省からの人員で構成される委員会、省を跨る事項を取り扱う府庁（大統領府・計画庁等）が担っていること等が想定される。また、SUN加盟国においては、SUN Country Focal Point が設置されており、当該 Focal Point が省横断的取りまとめを行っている場合もある。

このような機関が指定されている場合、その構成、TOR、活動内容・実績を確認する。

また同様に、自治体レベルで栄養分野のマルチセクターの取り組みを行う機関の存在有無も確認し、指定されている場合はその構成、TOR、活動内容・実績を確認する。

本調査項目での調査結果を踏まえ、栄養関連の政策実施能力の強化対象となる機関・組織の特定を行う。栄養関連の取り組みの取りまとめを行う機関が存在しない場合は、そのような機能を有する機関の設置・設立・明確化をするべく政策提言を行う必要性を検討する。

### （４）栄養関連での対外 Focal Point

栄養関連の国際イニシアチブ・地域共同体での取り組み等への対外的な対応を行う Focal Point の設置状況を確認し、設置されている場合はその機能及び活動状況を確認する。

### （５）各ドナーによる取り組み

栄養・食料安全保障関連の取り組みを行っているドナーの情報を確認し、各ドナーの栄養・食料安全保障分野での支援方針、支援状況、成功・失敗事例の分析を行う。

また、栄養・食料安全保障関連のドナー会合の構成組織・リード機関・会合開催頻度や具体的な検討事項について情報を収集する。

本調査項目で得られた情報を、栄養分野での取り組み計画検討、他ドナーとの連携協力の可

<sup>1</sup>急性栄養失調の治療食、サプリメントの配布など栄養不良の直接の原因を改善するための介入

<sup>2</sup>自給作物の生産性向上、安全な水の確保などにより栄養不良の間接的な原因を改善するための介入

能性検討に活用する。

#### (6) 民間企業・NGO 等による取り組み

政府機関・ドナー以外に栄養・食料安全保障関連の活動を展開している民間企業・NGO の情報を確認し、各機関の栄養・食料安全保障分野での活動方針、活動状況、成功・失敗事例の分析を行う。

対象国における栄養に関するオピニオンリーダー（政治家・知識人・著名人等）の存在有無とその具体的な活動・発信内容につき情報収集を行う。

現場レベルで農業普及員等に栄養指導・啓発活動の手法を指導出来得る NGO やコンサルタント等ローカル人材の存在と具体的な活動内容・関心事項を確認する。

本調査項目で得られた情報を、栄養分野での取り組み計画検討、民間企業や NGO との連携協力・業務委託の可能性検討に活用する。

本調査を行うにあたって、国際的な栄養改善の事業に取り組んでいる日本国内の NGO への聞き取りを行う。

#### (7) 食料安全保障および栄養に関する指標の整備状況

食料安全保障および栄養に関する指標（身体計測指標、栄養摂取指標、サービス普及指標等）の内、データが整備されている項目を特定すると共に、各項目について以下の情報を収集・整理する。

- 1) 指標取得の主体（中央政府／自治体／ドナー・NGO 等外部リソース等）
- 2) 指標取得の頻度（数年、毎年、半年、毎月など）
- 3) 指標取得の単位（国レベル／県レベル／村レベルなど）

本調査項目で得られた情報から、現場レベルでの栄養改善の取り組みを検討する上で不足していると思われる栄養指標があれば、その具体的な栄養指標と調査実施の単位、想定される委託調査先等の情報を整理する。

#### (8) 栄養改善に関連する介入のエビデンス取得状況

栄養改善に関連する直接／間接介入が行われている国・自治体においては、介入前後での栄養改善関連指標の変化など、エビデンスの取得状況を確認し、取得がなされている場合はそのデータ取得の体制、頻度等の実態を確認すると共に、具体的な取得データを入手する。

#### (9) 国内の地域ごとの食料安全保障および栄養における格差の状況

上記（7）の調査の結果、国内の地域別の食料安全保障と栄養に関する指標データの存在が確認できた場合、そのデータを基に地域ごとの食料安全保障および栄養の状況の実態分析を行う。また、地域別の所得レベル情報も存在する場合は、所得レベル等と食料安全保障および栄

養の状況との相関性を分析する。

本調査項目で得られる情報は、地域別の食料安全保障および栄養状況を基に栄養改善の取り組み計画を策定・実施する上で活用することとなる。

#### (10) 栄養関連の先行調査・分析結果のレビュー

対象国・地域において生じている栄養不良状態の原因を確認し、JICA および各機関の新規案件形成や既存案件への栄養コンポーネントの追加を検討するため、各国全土・各国の地域レベルにおける栄養不良の原因、栄養改善の取り組み結果についての先行する調査や分析結果を確認、レビューする。

既存の栄養改善に関する取り組みの成功／失敗事例及びそこから得られる教訓・知見は当該国内外における栄養関連の取り組みを検討する上で活用することが想定される。

#### (11) 特筆すべき優良事例の調査分析

各国の地域において、栄養状態が突出して良好であるコミュニティの存在の有無を確認し、その要因分析を既存資料やインタビュー調査等により行う。(本調査項目で得られる情報に普遍性が見出せれば、同様の取り組みを当該国内外に展開することにより、効果的な栄養改善に繋げることが期待される。)

また、各国で栄養改善に有効な食物として注目されている農畜水産物や栄養強化作物について調査を行う。

#### (12) 住民の栄養活動へのアクセスポイントの確認

農業普及員、保健指導員、学校教員など、栄養啓発活動の地域住民への接点となるアクセスポイントを特定する。

栄養改善の取り組みは、住民自身の意識改革を通して行動変容に繋げることが必要である。栄養啓発活動を行うために新たに人員配置を行うことは現実的ではないため、既存の行政機構の中での住民へのアクセスポイントを把握することは、効果的かつ持続的な啓発活動の展開に不可欠である。

各国での取り組みを検討する上でも、こういった地域住民への接点が活用できるかを把握する。

#### (13) ワークショップの開催

##### 共通

調査を通じて得られた情報を共有すると共に、栄養関連活動について議論を行うため、栄養関連の政府機関・ドナー・NGO・民間企業等関係者を招いたワークショップを JICA 事務所及び国際機関の現地事務所等と協力の上で開催する。なお、ワークショップ開催に必要な経費は本見積もりに含める。積算の基準は以下のとおり。

- 開催頻度：各国の調査終盤に 1 度 (4~5 時間程度)

- 参加者数：20人
- 参加者の交通費：平均 2500円
- 日当：平均 2500円
- 宿泊費：宿泊なしを想定、
- 会場代：50,000円
- その他：100,000円

#### アフリカ

ワークショップは、各国での調査開始時および調査終了時にそれぞれ行うこと。

ワークショップの開催を通じて得られる関係者からのコメント等を、各国の栄養改善の取り組み推進の方策についての検討や、IFNAの特色を踏まえた（IFNA宣言等、配布資料を参照のこと）案件形成・協力展開の方向性の検討に活用する。

#### （14）国別栄養プロファイルの取りまとめ

##### 共通

以上の調査から得られた情報の一部を「国別栄養プロファイル」として取りまとめる。なお、「国別栄養プロファイル」はホームページで公開することを想定し、著作権や企業情報の取り扱いに留意して作成すること。

##### アジア

アジア3カ国に関して、JICAがカンボジアとベトナムにおいて別途行った調査により「国別栄養プロファイル」が取りまとめられているため、この項目立て、フォーマットを参考に作成すること（配布資料）。

#### （15）具体的な協力内容の提案

##### 共通

調査の結果を踏まえ、新規案件形成や既存案件や既存案件の組み合わせによる栄養コンポーネントの追加に関して具体的なアイデアを提案する。

##### アフリカ

IFNAの特色を現場で具現化できるような具体的協力内容のアイデアを国ごとに複数提案する。ただし、JICA/日本が支援するものとは限定せず、広くリソースモビライゼーションをする可能性のあるものを含む。

また、具体的な協力内容として、各国における栄養改善に関する啓発ならびにIFNAのデジタルディ向上を目的とした広報・コミュニケーション戦略についても提案を行う。

## 7. 成果品等

### （1）調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等（訪問国による部分的な違いがある場合は記載すること）

提出時期：調査開始後半月以内

部数：英文46部、仏文30部（簡易製本）

2) 国別栄養プロファイル（13ヶ国分）

記載事項：上記「6.（14）」に記載の通り

提出時期：全ての現地調査終了後2週間以内

部数：各国 和文（パワーポイントファイル）

（※ 国別栄養プロファイルは JICA ホームページで公開予定。）

3) 国別調査結果概要報告書

記載事項：各国状況に関する調査で得られた結果

提出時期：各国状況調査完了後2週間以内

（※アフリカ：対象のサブサハラ・アフリカの1～2か国の国別調査結果の報告、発表を、2017年3月下旬に開催を予定している IFNA パートナー会議において本業務従事者より行う）

部数：英文46部、仏文30部（簡易製本）

目次案

〇〇国における国際的な栄養に関する取組

- ① マルチ、バイドナーの支援方針、実績
- ② 国際イニシアチブの方針
- ③ CSOs の支援方針、実績
- ④ 研究機関による調査のレビュー

〇〇国の現状

- ① 栄養関連政策
- ② 政策における栄養の優先度
- ③ 栄養政策実施スキーム
- ④ 各ドナー、CSOs の取組
- ⑤ SUN 及び REACH の Focal point
- ⑥ 栄養関連指標の整備状況
- ⑦ 栄養格差の有無、程度
- ⑧ 優良事例の紹介

〇〇国でのワークショップ結果

〇〇国の栄養分野への支援内容の提言

4) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査結果全体

提出時期：9月下旬

部数：和文3部、英文30部、仏文30部（簡易製本）、要約編和文5部（簡易製本）

5) ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果（ドラフト・ファイナルレポートに対するコメントの繁栄を含む）

コメント取り付け先：相手国政府のIFNAのFocal Point（もしくはその候補）、IFNA運営委員機関の現地事務所

提出時期：11月下旬

部数：和文3部、英文46部、仏文30部（製本）

要約編和文3部（製本）

CD-R3部

(2) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後10日以内

部数：和文3部（簡易製本）

2) 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

①最終報告書の概要

②活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③活動内容（技術移転）

現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した活動について記述

④業務実施運営上の課題・工夫・教訓（調査体制等）

添付資料

①業務フローチャート

②業務人月表

③国内支援委員会等議事録

④その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部 数：和文3部（簡易製本）



## 1. 調査工程

2017年2月中旬より業務を開始し、2017年9月下旬までにドラフト・ファイナルレポートを提出し、2017年11月下旬までにはファイナルレポートを作成・提出する。

## 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

### (1) 業務量の目安

アフリカ：約31.6M/M

アジア：約11.5M/M

合計：約43.1M/M

### (2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下（アフリカについて4名、アジアについては7名が1組で現地調査を実施）を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。専門家人数を必要最小限とし、一人の専門家が可能な限り長期間派遣されることが望ましい。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

総括／援助協調1（アフリカ、アジア）（2）

援助協調2（アフリカのみ）（3）

農業／食料安全保障1（アフリカ、アジア）（3）（語学能力・対象国経験評価せず）

農業／食料安全保障2（アフリカのみ）

保健／栄養1（アフリカ、アジア）（3）

保健／栄養2（アフリカのみ）

業務調整1（アフリカ、アジア）

業務調整2（アフリカのみ）

教育（アジアのみ）

水・衛生（アジアのみ）

社会保障（アジアのみ）

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

### 3. 相手国の便宜供与

本業務は相手国の要請に基づく調査ではないため、相手国政府による便宜供与は想定されないが、調査の実施については事前に JICA 事務所より先方政府に通知する予定であり、同通知文書はコンサルタントにも写しを配布する。

### 4. 配布／貸与資料及び閲覧資料

#### 配布資料

アフリカ：「IFNA Declaration」 「Mapping Worksheet for IFNA」 「IFNA 活動モデル」  
そのほか IFNA に関連する各種資料  
アジア：「栄養プロファイル」

閲覧資料 なし

### 5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること（本見積りとする。）。

### 6. 現地再委託

本調査において現地再委託は想定していない。

### 7. その他の留意事項

#### (1) 複数年度契約

本業務においては、第1期契約、第2期契約、第3期契約の各契約において、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

#### (2) 通訳の備上について

マダガスカル・ブルキナファソ・セネガルの調査においては英仏の、モザンビークの調査においては英葡の通訳備上を認める。

#### (3) ナイジェリア・アブジャにおける宿泊料の調整について

宿泊料については、アブジャで宿泊する場合には JICA の安全基準を満たす宿泊施設が限られ、かつ宿泊料が高いことから調整単価を設定している。

アブジャでの宿泊料積算に当たっては同単価に基づき 22,300 円／泊として計上すること。なお、前述の調整単価は、物価変動及び為替レートの変動により契約途中で見直される可能性がある。

#### (4) 安全対策

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、渡航国の JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務時の安全確保のための渡航国関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるように留意する。また、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録して下さい。

また、ナイジェリアにおける調査では、連邦首都区でも警護警官の同行が必要になる場所がある。警護警官の手配は JICA ナイジェリア事務所が行うが、これに必要な経費を別見積りに含めること。なお、必要経費の詳細は未定のため 20 万円を計上すること。

#### (5) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

#### (4) 調査を開始する国の優先順位

2017 年 3 月に開催を予定している IFNA パートナー会議 (ガーナを想定) において行うという点に鑑み、調査の効率性の観点からアフリカの対象国のいずれかから調査を開始する。

以上

